WOOMS App & Portal 等利用規約

WOOMS App & Portal 等利用規約(別紙を含み、以下「本規約」といいます。)は、小田急電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)が、塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS システム」を利用して、「WOOMS App & Portal」の名称で提供するサービスその他のサービスの利用条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約の内容が適用されます。

なお、オプションサービスについては、それぞれ個別の規約等(以下「個別規約」といいます。)が定められることがあり、その場合、本規約の他に当該個別規約も適用されますので、これらの内容も、併せてご確認ください。

第1章 総則

第1条 (目的)

この本規約は、当社と本サービスを利用する者(トライアルサービスを利用する者を含み、以下「利用者」といいます。)との間の基本的な事項を規定することを目的とします。

第2条 (用語の定義)

- 1 本規約では、以下の用語は以下の意味で使用するものとします。
- (1) 「受託事業者」とは、利用者が、利用対象の収集運搬の全部又は一部を委託する事業者をいいます。
- (2) 「塵芥収集車等」とは、塵芥収集車、し尿吸引車その他の廃棄物の収集運搬に用いる自動車をいいます。
- (3) 「第三者」とは、当社及び利用者以外の法人又は個人をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、当社が WOOMS システムを利用して提供する塵芥収集車等運行管理サポートサービス全般をいいます。本サービスは、WOOMS App & Portal 及びオプションサービスのほか、それらに付帯するサービス(本サービスの利用支援、保守及びサポート等を含みますが、これらに限りません。)を含みます。
- (5) 「利用開始日」とは、利用契約において利用者が本サービスの利用を開始するとされる日をいいます。
- (6) 「利用希望者」とは、利用者になろうとする者をいいます。
- (7) 「利用契約」とは、当社と利用者との間で本規約に基づき締結される本サービスに 係る利用契約をいいます。
- (8) 「利用対象」とは、利用契約に定める、本サービスの利用対象となる、地区・種別等の廃棄物の収集行為をいいます。
- (9) 「利用データ等」とは、利用者が本サービスの利用に関連して入力、提供又は送信 するデータ等をいいます。

- (10) 「利用申込書」とは、利用希望者が、利用契約又はトライアル契約を申し込む際に 当社に提出する当社所定の申込書をいいます。
- (11) 「オプションサービス」とは、当社が WOOMS App & Portal の利用者にオプションとして提供するサービスであって、利用者が利用申込書において選択する方法、又は別途当社所定の方法により当社に申し込み、本規約又は適用ある個別規約に従って当社が承諾したサービスをいいます。
- (12) 「トライアル契約」とは、利用希望者と当社との間で本規約に基づき締結されるトライアルサービスに係る利用契約をいいます。
- (13) 「トライアルサービス」とは、利用希望者が、当社所定の期間、本サービスの一部 を試用することができるサービスをいいます。
- (14) 「ID 等」とは、本サービスの利用に際し当社が利用者に対して発行する ID 及びパスワードをいいます。
- (15) 「Route Ware 社」とは、Route Ware, inc をいいます。
- (16) 「Route Ware 社システム」とは、当社が Route Ware 社からライセンスを受ける Route Ware 社の塵芥収集車等運行管理システムをいいます。
- (17) 「SLA」とは、別紙2として添付する、WOOMS App & Portal の提供に関し当社が別 途設定するサービスレベルアグリーメントをいいます。
- (18)「WOOMS システム」とは、当社が、Route Ware 社システムを基幹として構築する日本向けの塵芥収集車等運行管理システムをいいます。
- (19) 「WOOMS App & Portal」とは、本サービスのうち、「WOOMS App & Portal」の名称 で提供されるサービスをいいます。「WOOMS App & Portal」には以下のサービスが 含まれます。
 - a 「WOOMS App」

WOOMS システムを利用した廃棄物収集サポートに係るサービス。利用対象の収集運搬に従事する利用者又は受託事業者の塵芥収集車等に搭載する端末に、当社が提供するアプリケーションをダウンロードして利用します。

b 「WOOMS Portal」

WOOMS システムを利用し、WOOMS App と連携して提供される塵芥収集車等管理サポートに係る web サービス。

第2章 利用契約の成立

第3条 (利用申し込みの方法)

1 利用希望者は、本規約及び関連する個別規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従い、利用申込書を当社に提出する方法により、利用契約の申し込みをするものとします。 [なお、利用希望者は、第3項の場合を除き、オプションサービスのみを申し込むこと はできません。]

- 2 利用希望者による前項に基づく申し込みについて、当社が承諾した場合、その承諾時に、 前項の利用申込書の記載内容、並びに本規約及び利用希望者が選択したオプションサ ービスに係る個別規約を内容とする利用契約が成立するものとします。なお、オプショ ンサービスについては、本規約に加えて関連する個別規約が適用されるものとし、当該 オプションサービスとの関係においては、個別規約と本規約の規定に齟齬がある場合 は、個別規約が優先するものとします。
- 3 前項により、利用契約が成立した後、利用者が、同一の利用対象についてオプションサービスを追加することを希望する場合、関連する個別規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従い、当社に、オプションサービスの利用契約の申し込みをするものとします。これに対して当社が承諾した場合、その承諾時に、既存の利用契約が、当該オプションサービスの利用に関する合意が追加される形で変更されたものとみなされます。当該オプションサービスについては、当該申し込みにおいて記載等された内容並びに本規約及び関連する個別規約が適用されます。

第4条 (トライアル)

- 1 トライアルサービスの利用希望者は、本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従い、トライアルとしての利用を希望する旨を明示のうえ、利用申込書を当社に提出する 方法により、トライアル契約の申し込みをするものとします。
- 2 利用希望者による前項に基づく申し込みについて、当社が承諾した場合、その承諾時に、 前項の利用申込書の記載内容及び本規約の規定を内容とする、トライアルサービスに 係るトライアル契約が成立するものとします。
- 3 トライアル契約の成立等について本条及び次条を適用するほか、その内容等については、以下の事項(及び本章)を除き、本規約の規定を準用します。この場合、「本サービス」を「トライアルサービス」に、「利用契約」を「トライアル契約」にそれぞれ読み替えるほか、文脈に応じて適宜必要な読み替えを行うものとします。
- (1) 本規約の規定にかかわらず、当社は、本規約において当社が利用者に対して保証し、 又は責任を負う内容について、トライアルサービスに関しては、一切保証せず、ま た責任を負いません。利用者は、全て自己の責任においてトライアルサービスを利 用するものとします。
- (2) 第9条第2項第1文の規定にかかわらず、トライアルサービスの利用料金については、トライアル契約上の利用料金の月次払いとし、利用者は、当社からの請求に基づき、当社が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。なお、トライアル契約上のトライアルサービスの初期費用(もしあれば)の支払については、第9条第2項第1文の規定を準用するものとします。
- (3) 利用者又は当社は、トライアル契約の期間内といえども、その理由を問わずいつでもトライアル契約を終了させることができるものとし、利用者は、これに対して異

議を述べないものとします。トライアル契約の期間内にトライアル契約が終了した場合、利用者は、当社から既に請求を受けて支払期日が到来していない利用料金の全額について支払を免れるものではありません。ただし、当該終了が当社の責に帰すべき事由による場合、利用者は、当社から既に請求を受けて支払期日が到来していない利用料金の全額について支払を免れるものとします。また、当社は、終了時までに利用料金等その他利用者が既に当社に支払った金銭の一切について払戻ししません。なお、第23条、第24条及び第25条第1項ただし書きの規定は、トライアル契約には準用しません。

4 トライアルサービスの利用者が、トライアル契約終了時に、本サービスの利用契約を申 し込む場合、トライアルサービスの設定内容や利用データ等は、その利用契約で提供さ れる本サービスに引き継がれるものとします。

第5条 (利用申し込みの拒絶)

当社は、利用希望者が以下のいずれかに該当する場合、利用希望者の利用契約又はトライアル契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務は負わないものとします。

- (1) 利用契約又はトライアル契約の申込内容に虚偽があった場合
- (2) 利用希望者が第12条に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 利用希望者の経済的信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (4) 利用希望者が反社会的勢力である場合、又はそのおそれがある場合
- (5) その他当社が利用契約の申し込みを拒絶することが相当と判断する場合

第3章 本サービスの提供

第6条 (本サービスの内容)

- 1 当社は、利用者に対し、利用契約に従って各利用開始日からそれぞれの本サービスを提供します。本サービスのうち別段の利用開始日の合意がないものについては、WOOMS App & Portal の利用開始日から提供するものとします。
- 2 利用者は、利用契約に定められる利用対象その他利用契約で認められた範囲で、利用者の業務従事者及び受託事業者に本サービスの一部又は全部を利用させることができます。ただし、受託事業者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合、当社の事前の承諾を得るものとし、利用者は受託者に対し利用契約に基づき利用者が負う責任と同等の責任を負わせ、受託者による本サービスの利用に関連して生じた一切の事象について責任を負うものとします。
- 3 利用者は、本サービスは WOOMS システムを利用して提供されるサービスであること、また、WOOMS システムは、当社が Route Ware 社から Route Ware 社システムのライセンス

を受け、これに基づいて日本向けに構築したシステムであることを認識するものとします。ただし、利用者は、本サービス(利用データその他の利用者に関する情報の取り扱いを含みます。)に関し、Route Ware 社に何らの請求もできないものとします。また、利用者は、本サービスには Route Ware 社その他当社以外の第三者により提供されるサービス又はソフトウェアが含まれることに同意し、別途当該第三者が定める利用条件を遵守するものとします。

第7条 (本サービスの内容の追加・変更)

- 1 当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社の裁量により本サービスの仕様及び内容の追加又は変更を行うことがあります。ただし、当該追加又は変更によって、変更前の本サービスの全ての機能又は性能が維持されることを保証するものではありません。
- 2 当社が前項の追加又は変更を行う場合、事前に当社が適当と認める方法により利用者 に通知するものとし、利用者がその通知後 15 日が経過するまでに本規約の規定に従っ て利用契約の解約を申し出なかった場合、利用者は、本サービスの内容の追加又は変更 に同意したものとみなします。

第8条 (本サービスの利用支援)

当社は、利用者が希望する場合、利用者に対し、本規約に従い、本サービスに付帯して、利用者における本サービス等の利用に必要な支援を行うものとします。本条の利用支援には、本規約別紙1所定の「利用支援に係る追加条項」が適用されます。なお、「利用支援に係る追加条項」は本規約に含まれ、本規約の一部を構成するものとします。ただし、利用支援との関係において、「利用支援に係る追加条項」と本規約(別紙を除きます。)の規定に齟齬がある場合は、「利用支援に係る追加条項」が優先するものとします。

第9条 (利用料金等)

- 1 本サービスの初期費用及び利用料金等(以下「利用料金等」といいます。)は、当社が 別途定める料金表に従って、利用契約で合意するとおりとします。
- 2 当社と利用者との間で別段の合意がある場合を除き、利用者は、当社に対し、利用契約 上の本サービスの初期費用を利用開始日までに、利用契約上の当月の本サービスの利 用料金を翌月末日までに、それぞれ当社が指定する銀行口座に振り込んで支払うもの とします。振込手数料は、利用者の負担とします。
- 3 利用者は、利用料金等を支払期日までに支払わない場合には、利用料金等に加えて支払 期日の翌日から支払の日までの期間に係る第20条第4項に基づく遅延損害金を支払 わなければなりません。

4 本サービスの提供停止等いかなる事由が生じたとしても、当社は、利用料金等その他利 用者が当社に支払った金銭の一切について払戻ししないものとします。

第4章 利用者の義務

第10条 (届出事項の変更)

利用者の名称(氏名)、所在地(住所)、その他利用申込書に記載した項目について変更があった場合は、利用者は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。これを怠ったことによって利用者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条(本規約の遵守)

利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約の他、当社が別途定めるガイドライン、 ヘルプガイド、適用ある個別契約、その他の本規約以外の本サービスに関する規程及び 当社からの通知(以下「本規約等」と総称します。)に従うものとします。

第12条 (禁止事項)

利用者は、以下の各号に定める行為又は該当すると当社が判断する行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスを、利用対象に関する塵芥収集車等運行管理の目的を超えて利用する 行為
- (2) 本サービスを、当社の書面による事前同意なくして、本サービスを利用していない 地方公共団体から委託を受けた廃棄物収集運搬業務に利用する行為
- (3) 本サービスを、法令に違反する行為、犯罪行為又は公序良俗に反する行為に利用する行為
- (4) 本サービスのコード若しくはアルゴリズムを閲覧し、又は、本サービスを改変する 行為
- (5) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブラその他本サービスを解析 する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 本サービス及びその資機材に表示される特許、著作権、商標その他の知的財産権に 関する表示を削除、複製又は変更する行為
- (7) 当社の書面による事前同意なくして ID 等を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、 名義変更、売買等する行為
- (8) 当社の書面による事前同意なくして本サービスを第三者に利用させる行為
- (9) 本サービスに関し、コンピューターウィルス等の有害なプログラムを使用し、又は 提供する行為
- (10) 本サービスの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為

- (11) ID 等を不正に使用する行為(自己に発行された ID 等以外の ID 及びパスワードを 使用する場合を含むがこれに限られない。)又はそれを試みる行為
- (12) 本サービスに不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (13) 当社若しくは第三者の権利若しくは法律上の利益(著作権、特許権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含むがこれに限られない)を侵害する又は侵害するおそれのある行為
- (14) 当社若しくは第三者に損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (15) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を他の利用者若しくは第三者に提供する行為
- (16) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (17) 利用契約又は本規約等に違反する行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

第13条(情報提供)

- 1 利用者は、当社が本サービスを提供するために必要となる情報を、当社の求めに応じて 提供することに同意するものとします。
- 2 利用者は、本サービスの利用に伴い本サービス上に保存される利用データ等その他の利用者に関する情報(個人情報を除きます。)が Route Ware 社に提供される場合があること、Route Ware 社は Route Ware 社システムの提供に必要な範囲で当該利用者に関する情報を第三者に提供する場合があることに同意するものとします。

第14条(設備等の準備、維持及びID等の管理)

- 1 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器の準備及び回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等について、自己の費用と責任において行うものとします。
- 2 当社は、利用者が本サービスを利用するためのネットワーク通信を行うことができる 動作環境にあることを何ら保証しません。
- 3 利用者は、本サービスの利用に用いる機器の OS を当社の指定するバージョンに維持するものとし、異なるバージョンの OS を使用した場合、本サービスの全部又は一部が利用できないおそれがあることに同意するものとします。当社は、指定する OS のバージョンに変更があった場合、当社の定める方法により利用者にその旨を通知するものとします。
- 4 利用者は、本サービスが最新バージョンの以下のブラウザ(ただし、デスクトップ版に限り、また、最新バージョンが公式リリースされた日から1年間に限ります。)とのみ 互換性があり、また、当該ブラウザでの使用のみがサポートの対象となることに同意します。

- (1) Microsoft Edge
- (2) Firefox
- (3) Google Chrome
- 5 利用者は、当社による本サービスの提供に支障をきたさないように、利用者の通信機器 等を正常に作動するよう維持する責任を負うものとします。
- 6 利用者が、当社の設備又は本サービスの不具合を発見したときは、当社にその旨通知し、 当該不具合の修理又は復旧を求めるものとします。
- 7 利用者は、ID 等を善良な管理者の注意をもって保管・管理するものとし、利用者に発行された ID 等による行為は、利用者の行為とみなすものとします。利用者による ID 等の管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって利用者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、ID 等の漏えい、盗用、不正使用等が判明した場合、直ちに当社にその旨を通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第15条(監査)

- 1 当社は、事前に書面により利用者に通知することを条件に、利用契約に定められた条件 が遵守されているかを確認するため、当社又は当社の指定する者により利用者におけ る本サービスの利用状況等に関する監査を行うことができるものし、利用者はこれに 協力するものとします。
- 2 前項の監査に係る費用は、監査の結果、当社が利用者において利用契約に違反する事実 が存在すると認めた場合を除き、当社が負担するものとします。

第16条 (データ管理・復元)

- 1 利用者は、利用データ等について、必要な情報は自己の責任で保存するものとします。
- 2 当社は、利用データ等が本サービスを提供する設備等の故障等により滅失した場合、 SLA に定める限度において当該利用データ等の復元を行いますが、復元したデータの完 全性を保証するものではありません。

第5章 当社の義務

第17条(保守及びサポート)

当社は、別紙2の SLA に従い、WOOMS App & Portal 並びに WOOMS App & Portal に関する保守及びサポートを提供するものとします。なお、SLA は本規約に含まれ、本規約の一部を構成するものとします。ただし、WOOMS App & Portal 並びに WOOMS App & Portal に関する保守及びサポートとの関係において、SLA と本規約(別紙を除きます。)の規定に齟齬がある場合は、SLA が優先するものとします。

第6章 本サービスの提供の中断及び停止

第18条(本サービスの中断)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することがあります。
- (1) 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の一部若しくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させる場合
- (2) 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の障害を補修する場合
- (3) 第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当社が本サービスを中断する合理的 理由が認められると判断した場合
- (4) 天災、地変等の非常事態が発生ないし発生するおそれがある場合
- (5) 本サービスの提供に必要な電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
- (6) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合
- (7) その他、当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると 判断した場合
- 2 前項の本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとして も、当社は一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定により本サービスの提供を中断するときは、当社は原則としてあらかじめその理由、提供を中断する日時及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではないものとします。

第19条(本サービスの停止)

- 1 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供の全部又は一部を停止することがあります。
- (1) 第12条に違反する行為を行った場合
- (2) 利用料金等の支払いを遅滞した場合
- (3) 利用契約に違反し、1週間以内に違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、違反状態を解消できなかった場合
- (4) その他、利用契約又は本規約等に違反した場合のほか、利用者として不適切と当社 が判断した場合
- 2 前項の本サービスの提供の停止によって、利用者及び第三者に損害が発生したとして も、当社は一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定により本サービスの提供の停止をするときは、当社はその判断に関する 理由を開示する義務は負いません。

第7章 責任等

第20条(損害賠償)

- 1 利用者は、利用者の責に帰すべき事由によって、本サービスに関連して当社又は第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- 2 当社は、当社の責に帰すべき事由によって、本サービスに関連して利用者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、その賠償責任は、利用者が当社に対して支払った過去6ヵ月分の利用料金を上限とします。
- 3 当社が前項に基づく責任を負う場合であっても、当社は、利用者の事業機会の損失、逸 失利益、データ滅失、損壊によって生じた損害については、契約責任、不法行為責任そ の他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負わないものとします。
- 4 利用者が利用契約に関連して生じた当社に対して負担する金銭支払債務の弁済を遅滞した場合、弁済期の翌日から支払済みに至るまで年18%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。遅延損害金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとします。

第21条(免責·非保証)

- 1 当社は、本規約に定める限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとし、 本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等の完全性、安全性、正確 性、目的適合性、有用性、適法性等を含むその一切について、保証しないものとします。
- 2 当社及び Route Ware 社は、本サービスに含まれる当社及び Route Ware 社以外の第三者により提供されるサービス又はソフトウェアに関し、何らの保証をせず、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社の責に帰すべからざる事由によって利用者に生じた損害、当社の予見の有無に拘らず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 天災、地変その他の不可抗力により本サービスを提供できなかったときは、当社は一切 責任を負わないものとします。
- 5 当社は、電気通信事業者の責に帰すべき事由により利用者が被った損害につき、一切責任を負わないものとします。
- 6 利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が本サービスの提供を受けられなかった場合、当社は、一切その責任を負わないものとします。
- 7 利用者が、本サービスの利用により自ら取得した第三者の個人情報を盗取され、また漏 洩したことにより第三者に損害を及ぼした場合、当社は、一切その責任を負わないもの とします。

- 8 本サービスの利用に関連し、利用者が第三者に対して損害を与えたものとして、第三者 から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、当該利用者は、自らの費用と 責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないも のとします。
- 9 当社は、本サービスに関連して利用者に損害が発生したとしても、本規約にて明示的に 定める場合以外には一切責任を負わないものとします。
- 10本条その他利用契約に定める当社の責任を全部又は一部免除する規定は、当社に故意又は重過失がある場合は適用しないものとします。

第22条(他ネットワークとの関係)

- 1 利用者は、本サービスの利用にあたり、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約規約等により制限される場合があることを承諾します。
- 2 利用者が、国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、その経由する全ての国の法規、通信業者の規約等及び全てのネットワークの規則に従う必要があります。

第8章 契約期間・終了

第23条(利用者が行う解約)

- 1 利用者は、当社所定の方法により、解約希望月の1ヵ月前の月の末日までに、当社に通知することにより、解約希望月の末日限りで、利用契約を解約することができるものとします。
- 2 前項の解約がなされた場合、当社は、解約後速やかに本サービスの提供を停止するもの とします。また、当社は、当社の判断により、本サービスにおける、利用データ等その 他の利用者に関する情報を消去することができるものとします。
- 3 第1項に基づく解約により利用契約が終了した場合、利用者は、利用契約が終了した日までに発生する当社に対する一切の債務につき、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 4 利用契約締結日から6ヵ月間は、最低契約期間とし、利用者は、最低契約期間内に第1 項の解約を行うことはできないものとします。

第24条(当社が行う解約)

- 1 当社は、利用者が以下の各号の一に該当する場合、事前に利用者に催告することなく、 直ちに当該利用者との間の利用契約を解約することができるものとします。
- (1) 第12条に違反する行為を行った場合
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3) 利用料金等の支払いを遅滞した場合
- (4) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき

- (5) 手形・小切手が不渡りになったとき
- (6) 支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがなされたとき
- (7) 解散若しくは事業が廃止になったとき
- (8) 公租公課の滯納処分を受けたとき
- (9) その他、利用契約に違反した場合のほか、利用者として不適切と当社が判断した場合
- 2 当社は、利用契約期間中であっても、利用者に対し、1ヵ月前に通知をした上で、利用 契約の一部又は全部を解約することができるものとします。
- 3 本条による解約がなされた場合、当社は利用契約を解約後、速やかに本サービス提供を 停止するものとします。また、当社は、当社の判断により、本サービスにおける、利用 データ等その他の利用者に関する情報を消去することができるものとします。
- 4 第1項又は第2項の規定により利用契約が解約された場合、利用者は、利用契約が終了 した日までに発生する当社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残 存債務の全額を直ちに支払うものとします。
- 5 第1項の規定により利用契約が解約された場合、利用者は、利用契約が終了した日から 契約期間満了日までの残期間分の利用料金全額を、当社の指示する方法で一括して支 払うものとします。

第25条(利用契約期間)

- 1 利用契約の契約期間は、利用申込書記載の契約期間とします。ただし、利用契約は、その契約期間が満了する日の3ヵ月前までに、当社又は利用者から申し出がない場合、契約終了日の翌日からさらに1年、更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 前項のほか、当社が Route Ware 社から受ける Route Ware 社システムのライセンスが終了する等、当社が Route Ware 社システムの利用を継続することが困難となった場合又は本規約の規定に従って利用規約が解約された場合、利用契約は終了するものとします。
- 3 第28条の規定は、利用契約の終了も、3年間有効に存続するものとし、第9条第4項、 第12条、第20条、第21条、第26条、第27条、第32条ないし第35条の規定 は、利用契約の終了後も、依然として有効に存続するものとします。

第9章 その他権利・義務等

第26条(知的財産権等)

- 1 本サービスに関する特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密等の一切の権利は、全 て当社又はその他の権利者に属します。
- 2 利用者は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報についても、その著作権等の権

利者の許諾なくして自ら利用し又は、第三者に利用させることはできません。

3 本条第1項及び第2項に関して、利用者と他の利用者ないし第三者との間で問題・紛争 が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該問題・紛争を解決し、当 社に何等の迷惑又は損害を与えません。

第27条(個人情報の取り扱い)

- 1 当社は、本サービスの提供に関して取得した個人情報の取り扱いについて、利用契約、 当社が全社的に定めている個人情報保護方針、当社が本サービスについて別途定める プライバシーポリシー、及び個人情報保護関連法令に基づき、適切に取り扱うものとし ます。
- 2 当社は、本サービスの提供に関して利用者から取得した個人情報を、日本国内に所在するデータセンターにおいて保管するものとし、当該個人情報に対する Route Ware 社その他外国にある第三者からのアクセスを遮断するための適切な措置を講ずるものとし、利用者はそれを認識するものとします。
- 3 利用者は、本サービス上において、当社が指定する入力欄以外の入力欄に個人情報を入力して、提供及び送信しないものとします。

第28条(秘密保持)

- 1 当社及び利用者は、利用契約に基づく取引に関連して相手方から開示を受け又は取得した情報であって、秘密である旨を書面により明示のうえ開示を受け又は取得した情報、及び、利用者においては当社から秘密に扱うことを指定のうえ開示を受け又は取得した情報(以下「秘密情報」といいます。)を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし(以下、情報を開示等した者を「開示者」といい、情報の開示を受け又は取得した者を「受領者」といいます。)、開示者の事前の書面承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩等してはならないものとします。ただし、受領者が、以下の各号に該当することを疎明できる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 受領者が知得した時に、既に公知であった情報
- (2) 受領者が知得した後に、受領者の責によらず公知となった情報
- (3) 受領者が知得した時に、受領者が既に知得していた情報
- (4) 受領者が知得した後に、受領者が秘密情報によることなく、独自に開発した情報
- (5) 受領者が知得した後に、受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負う ことなく、かつ、適法に入手した情報
- (6) 開示者より秘密として取り扱わない旨指定された情報
- 2 受領者は、開示者の秘密情報を業務上知る必要のある者であって、利用契約の条項に拘束され、これを遵守することに同意した従業者に対してのみ、開示者の秘密情報を開示することができるものとします。

- 3 受領者は、開示者の秘密情報を、必要かつ合理的な範囲を超えて複写・複製しないものとし、これを超えて複写・複製を必要とするときは、開示者の承諾を得るものとします。
- 4 受領者は、開示者の秘密情報を含む書類及び秘密情報を化体した物品(データを記憶した媒体を含みます。)について、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、 万一紛失した場合は、直ちに、開示者にその旨を通知し、その後の措置について開示者の合理的な指示に従うものとします。
- 5 受領者は、開示者の秘密情報を保護するための管理策を講じ、業務遂行上必要な範囲を 逸脱して、開示者の秘密情報を利用しないよう管理・監督しなければなりません。
- 6 開示者は、利用契約が終了した場合、受領者に対して、開示等した秘密情報並びに秘密 情報を含む書類及び秘密情報を化体した物品(データを記憶した媒体を含みます。)に ついて、合理的方法にて返却又は廃棄を求めることができるものとし、受領者は、これ に速やかに従うものとします。

第29条 (贈収賄防止)

当社及び利用者は、以下の事項について確約するものとし、自己の代理人及び役職員に おいても以下の事項を確約させるものとします。

- (1) 贈賄・腐敗禁止に関係するすべての適用可能な法,規則,制定法,法典(日本不正 競争防止法,米国海外腐敗行為防止法,英国贈収賄防止法を含むが,これに限られ ない。以下「贈賄関係法」という。)を遵守すること
- (2) 贈賄関係法違反となるいかなる行為も行わないこと

第30条(反社会的勢力との関係排除)

- 1 当社及び利用者は、自ら(従業員・役員等を含む。以下本条において同じ。)について、 次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこ とを確約するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。) であること。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の 維持運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有すること。

- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 当社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及び利用者は、前2項に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに書面を もって通知するものとします。
- 4 当社及び利用者は、相手方が第1項又は第2項に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、当社及び利用者は、本項に基づく利用契約の解除を行ったことにより、相手方に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 5 当社及び利用者は、相手方が第1項又は第2項に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について利用契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

第10章 一般条項

第31条(通知)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、遅滞なく、利用者に通知するものとします。
- (1) 第7条に基づき本サービスの内容を追加又は変更する場合
- (2) 第18条に基づき本サービスの提供を中断する場合
- (3) 第19条に基づき本サービスの提供を停止する場合
- (4) 第36条に基づき本規約の内容を変更する場合
- (5) 本サービスを終了する場合
- (6) その他、当社が必要であると判断する事由が発生した場合

第32条(権利義務の譲渡等禁止)

- 1 利用者は、利用契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは貸 与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分行為を行うことはでき ないものとします。
- 2 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡(通常の事業譲渡のみならず、会社分割

その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。)した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡に予め同意するものとします。

第33条(分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合でも、本規約の他の条項は、引き続き完全な効力を有するものとします。

第34条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び本規約に基づき発生する義務の履行等については、日本国法に準拠するものとします。

第35条(合意管轄等)

- 1 本サービスに関連して利用者と当社との間で問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
- 2 前項の協議によっても解決を図ることができず、やむなく訴訟による場合には、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条 (本規約の変更)

- 1 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
- 2 当社が本規約を変更する場合、その変更の14日前までに当社が適当と認める方法により利用者に通知するものとし、利用者がその通知後30日が経過するまでに本規約の規定に従って利用契約の解約を申し出なかった場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

別紙1 利用支援に係る追加条項

小田急電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)が、塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS」を利用して提供する塵芥収集車等運行管理サポートサービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、WOOMS App & Portal 利用規約(以下「WOOMS 利用規約」といいます。)に基づき、付帯して提供する利用支援業務については、この利用支援に係る追加条項(以下「本規定」といいます。)に従うものとします。本規定で用いられる用語の定義は、本規定に別段の定義がある場合を除き、WOOMS 利用規約(別紙を除きます。)の定義に従うものとします。

第1条 (利用支援業務)

- 1 利用者は、以下に掲げる業務を希望する場合、かかる業務(以下「利用支援業務」といいます。)を当社に委託するものとし、当社はこれを受託するものとします。なお、利用支援業務の具体的な内容は、当社と利用者との間の協議により定めるものとします。
- (1) 本サービス等の利用に必要なソフトウェア等(以下「ソフトウェア等」といいます。) に関する利用者又は受託事業者の有するシステムへの設定・セットアップ等の支援業務
 - (2) 利用者又は受託事業者に対するソフトウェア等の設定支援及び操作支援業務
- (3) その他、当社が本サービス等の利用のために必要な支援業務であると合理的に認める業務であって、利用者と協議のうえ、別途合意する業務
- 2 当社は、利用支援業務を善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとし、当社と利用者との協議により定めた方法により、実施するものとします。

第2条 (窓口の設置)

- 1 当社は、利用支援業務に関する窓口(以下「サポート窓口」といいます。)を定め、 当社の定める方法により利用者に通知するものとします。
- 2 サポート窓口に変更が生じる場合、当社は当社の定める方法により相手方に通知 するものとします。
- 3 利用者は、利用支援業務に関する問い合わせについては、サポート窓口に行うもの とします。

第3条 (指揮命令)

当社は、本業務に従事する当社の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負い、また業務遂行に関する一切の指揮命令は当社が行うものとします。

第4条 (再委託)

- 1 当社は、利用支援業務を第三者に再委託若しくは代行させ、又は請負わせることができるものとします。
- 2 前項に基づき再委託を行う場合であっても、利用者に帰責性がある場合を除き、当社は、再委託先の行為について、自ら実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第5条 (貸与品の管理)

- 1 利用支援業務に関して利用者が当社から資料等の貸与品を受領する必要性が生じた場合、双方協議のうえ、当社は、利用者に貸与品を貸与するものとします。利用支援業務に必要と判断された貸与品については、別途貸与料等の負担は生じないものとします。
- 2 利用者は、利用契約が完了し、又は当社から貸与品の返還を求められた場合、速やかに貸与品を当社に返還するものとします。

第6条 (業務内容変更等の処理)

- 1 利用者及び当社は、利用支援業務の実施にあたり、利用支援業務の内容を変更することが望ましいと判断した場合、相手方に通知のうえ、協議するものとします。
- 2 利用者及び当社は、利用支援業務の内容を変更し、又は利用支援業務の一部を中止する場合、相手方と協議のうえ、これを定めるものとします。

第7条 (作業場所の貸与)

- 1 利用者は、当社に対し、利用支援業務を実施するために必要な作業場所、設備等を 利用者が認める範囲において無償で提供するものとします。
- 2 当社は、作業場所、設備等を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、また使用 後は原状回復のうえ速やかに利用者に返還するものとします。 以上

別紙2 WOOMS App & Portal Service Level Agreement

小田急電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)は、塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS」を利用して提供する塵芥収集車等運行管理サポートサービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、利用者に対して、以下の規定に従って、本サービス並びに本サービスに関する保守及びサポートを提供するものとします。この WOOMS Service Level Agreement (以下「本 SLA」といいます。)で用いられる用語の定義は、本 SLA に別段の定義がある場合を除き、WOOMS App & Portal 利用規約(別紙を除きます。)の定義に従うものとします。

1 サービス提供

当社は、本SLAに基づき、利用者に対してWOOMS App & Portal を提供します。

2 サービス稼働率

(1) 定義

サービス稼働率は、月ごとに次のように算定されます。

(合計時間-計画外停止時間-計画保守時間) / (合計時間-計画保守時間) × 100 「合計時間」は、当月の合計分数とします。

「計画外停止時間」は、その月に予定されていない停止が発生したために利用できない時間 の合計(分)とします。

「計画保守時間」は、その月に実施された計画保守に要した合計分数とします。

(2) コミットメント

月ごとの本サービスの稼働率に関するコミットメントは99.5%とします。

3 計画メンテナンス

(1) 計画メンテナンスの実施

計画メンテナンスとして以下のメンテナンスを実施します。当社は、月次メンテナンス、四 半期メンテナンスを実施する場合、その実施時期を事前に利用者に対し通知するものとし ます。

実施時間 開始時刻

週次メンテナンス 4時間 土曜日午後7時

月次メンテナンス 4時間 土曜日午後11時

四半期メンテナンス 4時間 土曜日午前2時

(2) メンテナンス時間の超過・短縮

実際のメンテナンスが計画メンテナンスに割り当てられた時間を超える場合は、当該超過 時間を計画外停止時間とみなします。

実際のメンテナンス時間が計画メンテナンスに割り当てられた時間より短いとしても、当 該短縮した時間を、当月の計画外停止時間から差し引くことはありません。

4 アップデート

当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、本サービスのアップデートを行います。 アップデートに伴い本サービスの全部又は一部が停止する場合、当社は、アップデート日の 3日前までに利用者にその旨を通知します。

また、本サービスに重大な影響を及ぼす可能性のあるアップデートを実施する場合、予定されるアップデート日の15日前までに利用者にその旨を通知します。

5 サービス・レスポンス

(1) 定義

サービス応答時間は、利用者がウェブブラウザから送信したリクエストを完了するための、Amazon Web Service データセンターにおける本サービスの処理時間をいいます。サービス 応答時間は、リクエストが Amazon Web Service データセンターの暗号化エンドポイントで

完全に受信された時点から、レスポンスが利用者への送信のために返され始めるまでの時間として測定されます。

(2) コミットメント

月ごとの本サービスのサービス応答時間に関するコミットメントは、以下のとおりとします。

4 秒以内のトランザクション 50%以上

8 秒以上のトランザクション 10%以下

- 6 災害復旧対応
- (1) 目標復旧時間(RTO)

当社は、災害等不可抗力により本サービスが利用できなくなってから再び利用できるようになるまでの時間として、12時間を目標とします。

(2) 目標復旧時点(RPO)

当社は、災害等不可抗力により本サービスが利用できなくなった場合、本サービスが利用できなくなった時点から1時間前までの間の状態に復旧することを目標とします。

7 障害対応

当社は、本サービスに障害が生じた場合、以下の障害レベルに応じて対応を行います。

- (1) 障害レベル1 全ての利用者が本サービスの全てを利用できない状態 障害の発生を認識してから1時間以内に復旧に向けた対応を開始します。
- (2) 障害レベル2 本サービスの重要な一部が利用できなくなる問題があり、それを 回避する方法が存在しない状態

障害の発生を認識してから1時間以内に復旧に向けた対応を開始します。

(3) 障害レベル3 本サービスの重要な一部が利用できなくなる問題があり、それを 回避する方法が存在する状態

障害の発生を認識してから4時間以内に復旧に向けた対応を開始します。

(4) 障害レベル4 本サービスの一部が利用できなくなる問題があるが、当該問題が 重大でないか、それを回避する方法が存在する状態

障害の発生を認識してから24時間以内に復旧に向けた対応を開始します。

- 8 サポート
- (1) サポート範囲

当社は、利用者に対し、当社及びRoute Ware 社が直接管理している本サービスの機能につきサポートを行います。

ただし、本サービスのその他の機能並びに利用者のシステム及び本サービスに用いられている第三者のソフトウェア及びサービスにおける問題、不具合及びそれらの変更に起因する本サービスの機能、問題及び不具合について、当社はサポートに努めますが、これらの事項は当社のサポート義務の範囲外とします。また、利用者の責に帰すべき事由又は不可抗力によって生じた本サービスの問題及び不具合についても当社のサポート義務の範囲外とし

ます。

(2) サポート対応時間

当社は、【午前9時30分~午後5時45分(土日及び祝日、振替休日、年末年始は除く)】の間、サポート対応を行います。

【上記時間帯以外は、メールでの問合せは受け付けますが、その対応は上記時間帯に行います。】

小田急電鉄株式会社御中

WOOMS App & Portal 利用申込書

株式会社神中運輸は、貴社が塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS システム」を利用して提供するサービスのうち、「WOOMS App & Portal」の名称で提供されるサービスおよび以下に選択するオプションサービス(もしあれば)(以下、「本サービス」といいます。) について、「WOOMS App & Portal 等利用規約」(以下、「本規約」といいます。) を確認し、これに同意のうえ、下記内容にて貴社に本サービスの利用を申し込みます。

記

- 1. 本サービスの利用対象(収集対象となる廃棄物の種別)
- ☑ 家庭系一般廃棄物(対象行政区域:神奈川県逗子市)
- □ その他廃棄物
- 2. 本サービス利用契約の契約期間:2025年9月1日から2026年8月31日 までとする。ただし、利用契約は、その契約期間が満了する日の3か月前までに、 当社または利用者から申し出がない場合、契約終了日の翌日からさらに1年更新 されるものとし、以後も同様とします(WOOMS App & Portal 利用規約第25条第1 項)。
- 3. 本サービスの利用開始日 : 2026年9月1日
- 4. 利用する塵芥収集車等の台数:10台
- 5. 本サービスの利用料金 : 基本利用料金 2,496,000 円 (消費税相当額を除く)(内訳)

• 基本利用料金

サービス内容	数量	単価	月額
WOOMS App 利用料	1 0	20,000円	200,000円
WOOMS アカウント利用料	1	8,000円	8,000円
		合計	208,000 円

6. オプションサービス

サービス名	適用される個別規約	月額
WOOMS Office		0 円
	合計	0 円

7. お支払い表(税込み金額)

お支払時期	月額	年額
2025年9月~2026年8月	228, 800 円	2,745,900 円

8. 特約

・本申込書成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、申込者が電子署名を行います。

以 上

住 所 神奈川県鎌倉市大町4丁目1番35号

名 称 株式会社神中運輸

代表者名 代表取締役 川島 康寛

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急電鉄株式会社 デジタル事業創造部長 川﨑 亨

WOOMS App & Portal 利用申込請書

株式会社神中運輸は、貴社が塵芥収集車等運行管理システム「WOOMS システム」を利用して提供するサービスのうち、「WOOMS App & Portal」の名称で提供されるサービスおよび以下に選択するオプションサービス(もしあれば)(以下、「本サービス」といいます。) について、「WOOMS App & Portal 等利用規約」(以下、「本規約」といいます。) を確認し、これに同意のうえ、下記内容にて貴社に本サービスの利用を申し込みます。

記

- 1. 本サービスの利用対象(収集対象となる廃棄物の種別)
- ☑ 家庭系一般廃棄物(対象行政区域:神奈川県逗子市)
- □ その他廃棄物
- 2. 本サービス利用契約の契約期間:2025年9月1日から2026年8月31日までとする。ただし、利用契約は、その契約期間が満了する日の3か月前までに、当社または 利用者から申し出がない場合、契約終了日の翌日からさらに1年更新されるものとし、以後も同様とします(WOOMS App & Portal 利用規約第25条第1項)。
- 3. 本サービスの利用開始日 : 2026年9月1日
- 4. 利用する塵芥収集車等の台数:10台
- 5. 本サービスの利用料金 : 基本利用料金 2,496,000 円 (消費税相当額を除く) (内訳)

• 基本利用料金

サービス内容	数量	単価	月額
WOOMS App 利用料	1 0	20,000円	200,000円
WOOMS アカウント利用料	1	8,000円	8,000円
		合計	208,000 円

6. オプションサービス

サービス名	適用される個別規約	月額
WOOMS Office		0 円
	合計	0 円

7. お支払い表(税込み金額)

お支払時期	月額	年額
2025年9月~2026年8月	228,800 円	2,745,900 円

8. 特約

・本申込書成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、申込者が電子署名を行います。

以上